

# ヘルプカードをご活用ください



「ヘルプカード」は、障がいのある人が携帯し、災害時や緊急時など、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いでき、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。

症状や必要な支援を記入し、普段から携帯してください。

ヘルプカードはこんな時に役立ちます！

○日常的にちょっと助けてほしい時に、

ヘルプカードを提示することで、スムーズに支援を受けることができます。

○緊急時 パニックや発作、病気の時に配慮してほしいことや、常用している薬の情報を正確に伝えることができます。

○災害時 災害が発生した時、家族に連絡してもらいたい、避難所での生活で適切な支援をしてほしい時などに、情報を正確に伝えることができます。

## 利用にあたって気をつけること

ヘルプカードは利用する本人や家族の判断により、支援を受ける際に必要な情報を記載するものです。

ヘルプカードには重要な個人情報も含まれていますので、取扱いや紛失などには十分注意してください。

◇配付対象者…障がい者手帳を所持している方（身体障がい、知的障がい、精神障がい）・

難病患者、その他ヘルプカードを必要とする方

◇配付場所…市役所本庁1階（障がい福祉課）

◇市のホームページから様式をダウンロードすることもできます。



ヘルプカードに関するお問合せ

鹿沼市保健福祉部障がい福祉課

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1

☎ 0289-63-2176

Fax 0289-63-2169